大規模地震時には地域事業者の協力が不可欠です

- 平時から、新宿駅周辺防災対策協議会の取組みに積極的に参加をお願いします。
- https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_000109.html

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員の一斉帰宅抑制や、備蓄等の協力をお願いします。

- 協定の有無に関わらず、帰宅困難者一時滞在施設の開設に協力をお願いします。
- 当該地域の混乱防止のため、デジタルサイネージ等の活用や、 従業員による滞在者等の誘導に協力をお願いします。
- 地域の情報連携のため、現地本部へ積極的に参集し、運営 に協力してください。
- ポスターやクリアファイル配布による周知啓発活動(「新宿ならでは防災」)に協力をお願いします。



家族の安否が心配で無理な帰宅行動をとることのないように、家族との間で安否確認の方法(171や各社災害伝言サービスの活用等)を決めておくことが重要です。

新宿区ホームページ	http://www.city.shinjuku.lg.jp/	
新宿区twitter	http://twitter.com/shinjuku_info	
新宿区FaceBook	http://www.facebook.com/shinjuku.info	
NTT東日本 171	電話番号 171	
災害用伝言板 web171	https://www.web171.jp/	
NTTdocomo 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi	
au		回祭祭回 西路袋
災害用伝言板サービス	http://dengon.ezweb.ne.jp/	回线证据 线线操

このマニュアルは、「新宿ルール実践のための行動指針(平成28年6月 新宿駅周辺防災対策協議会発行)」の内容に基づき、文言等に修正を加えて作成しています。

問い合わせ先: 新宿区危機管理担当部危機管理課

令和元年発行 新宿駅周辺防災対策協議会

電話 03-5273-4592

Email bosai@city.shinjuku.lg.jp

新宿駅周辺防災対策協議会

滞在者等誘導マニュアル(概要版)

滞在者等誘導マニュアルとは

新宿駅周辺防災対策協議会では、新宿駅周辺地域の防災対策の基本方針である「新宿ルール」を定め、地域が共有するべき基本的な行動指針として「新宿ルール実践のための行動指針」を策定しました。このマニュアルでは、大規模地震発生時の当該地域にいる滞在者等の行動原則をフロー図で明らかにすることで、協議会事業者の共助による避難誘導等の一助とすることを目的としています。

※詳細は、滞在者誘導マニュアルの本編を参照してください

【用語】滞在者等・・・新宿駅周辺地域内にいる者(滞留者、事業者等を含む)

滞留者・・・・・就学、通学、その他の目的で自宅から外出しており、新宿駅周辺地域内に滞留している者

新宿ルール (平成21年策定)

新宿駅周辺地域の防災対策の基本方針です。

1 組織は組織で対応する 自助

災害時の応急対応の基本は自助である。発災時に事業者は自らの社会的責務として対応を実施する。

2 地域が連携して対応する 共助

自助で対処できない事態に対し、事業者や関係者による地域の共助により対応する。

3 公的機関が地域を支える 公助

区や都、国等の公的機関は、自助と共助の取組みを支える。

新宿ルール実践のための行動指針(平成28年策定)

「できる人が、できる事を、みんなでやる」をコンセプトに策定した、新宿駅周辺地域が共有する行動指針です。

- 1 むやみに移動しない
 - ・むやみに移動せず、職場や外出先に待機する。
 - ・待機することが危険な場合には、地域の避難場所に避難し、そこで待機する。
 - ・行き場のない滞留者については、施設の安全が確認された場合には可能な限り受け入れる。
- 2 現地本部を中心に連携する
 - ・協議会員や関係する事業者は、地域連携の拠点として現地本部を立ち上げ、運営する。
 - ・地域で収集した情報を現地本部に提供するとともに、必要とする情報を現地本部に求める。
 - ・現地本部は、他の現地本部、新宿区災害対策本部、避難場所や一時滞在施設等と相互に連携し、地域内滞留者 の円滑な誘導に役立てる。
- 3 地域で傷病者に対応する
 - ・軽症者には、関係する事業所にて応急手当てを行う。

4つのフェーズ

大規模地震発生後の時間を4つのフェーズに分け、滞留者、事業者等の行動を示す

フェーズ	① 発災	② 残留・退避	③ 滞在	4 帰宅
期間	混乱の収束まで	ー時滞在施設の 開設まで	交通機関の復旧 (代替輸送手段の確保)まで	
行動の 概要	混乱を抑える	行き場のある滞留者を 待機させる	行き場のある滞留者を 引き続き滞在させる	滞留者を 利用可能な 交通機関で 帰宅させる
	身の安全を 確保する	行き場のない滞留者を 避難場所等に誘導し 待機させる	行き場のない滞留者を 避難場所等から一時滞在施設に 誘導し、滞在させる	

新宿ルール実践のための行動指針に基づく滞在者等の行動フロー フェーズ① 発災 一 フェーズ② 残留・退避 フェーズ③ 滞在 フェーズ 4 帰宅 身の安全確保 その場が 安全 その場に留まる 各事業所等 交通機関が 帰宅 引き続き滞在 事業所等で 行き場のある 復旧·運行 ・従業員は待機 滞留者 ・来客者等を保護 屋外滞留者 避難場所へ移動 避難場所 東口 新宿御苑 西国 新宿中央公園 新宿 御苑 き場のない滞留者 一時滞在施設受入れ 公共交通機関復旧まで 最大3日間滞在 時滞在施設 行き場のない滞留者を受け入れる 各施設は一時滞在施設の 一時滞在施設を ·受付 開設準備を行う ・受入ルール 3日間経過後は、都が用意す 閉鎖の連絡 ※要請のいとまがないときは自主開設 ・要配慮者への対応 る代替交通手段での帰宅か、 ・区への報告 区が用意する別施設への移動 その他 現地本部 周辺事業者と情報連携 現地本部の設置 •伝令 東口 区役所第一分庁舎1階 ・ホワイトボード 西□ 工学院大学2階 ・エリア災害対応支援システム 災害情報伝達 新宿区 避難場所運営 一時滞在施設 一時滞在施設 •防災無線 要員を派遣 開設要請 開設状況共有 ・緊急速報メール ・ホームページ、SNS等